

国際日本文化研究センター危機管理規則

平成 27 (2015) 年 5 月 7 日 制 定
令和 4 (2022) 年 3 月 17 日 最終改正

(趣旨)

第1条 国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)における危機管理体制、危機管理対策等については、人間文化研究機構における危機管理体制の整備について(平成19年3月27日機構長決定)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害、火災、事故のほか、情報の流出及び社会からの批判等を原因として、センターの教職員等(センターにおいて業務を行うことが認められているものを含む。以下同じ。)の生命若しくは身体又はセンターの財産、社会的信用、組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 危機の原因と状況を把握・予知・分析するとともに、当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害を回避又は最小限に抑制するため、組織的に対応することをいう。

(所長等の責務)

第3条 所長は、センターにおける危機管理を統括する。

2 副所長は、所長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。

3 教職員等は、その業務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制)

第4条 前条における危機、危機管理については、次のとおり危機管理体制を確立し、管理体制及び情報の伝達経路等は別紙のとおりとする。

- (1) 危機管理者 総務課長(補佐は、総務課総務企画係長)
- (2) 危機管理責任者 副所長〔所内担当〕(補佐は、管理部長)
- (3) 責任者 所長(補佐は、副所長)

(対策本部の設置等)

第5条 所長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると認めるときは、直ちに当該危機に係る危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

2 対策本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。

- (1) 所長
- (2) 所長が指名する副所長 1名
- (3) 管理部長
- (4) その他所長が必要と認めた者

- 3 対策本部に本部長及び副本部長を置く。
- 4 本部長は、所長をもって充て、副本部長は、第2項第2号の副所長をもって充てる。
- 5 本部長は、対策本部の業務を総括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐する。
- 7 対策本部の庶務は、当該危機に関する課の協力を得て総務課において処理する。
- 8 対策本部は、当該危機への対処の終了をもって解散するものとする。

(対策本部の権限)

第6条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 教職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、センター会議の審議を含め、センター内規則等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後にセンター会議に報告しなければならない。

(対策本部の業務)

第7条 対策本部は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 危機の情報収集及び情報分析
- (2) 危機において必要な対策の決定及び実施
- (3) 教職員等への危機に関する情報提供
- (4) 危機に係る関係機関等との連絡調整
- (5) その他危機の対応に関して必要な事項

(所長が不在の場合の措置)

第8条 所長が外国出張等により不在の場合は、副所長がこの規則に基づき危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年3月17日から施行する。

センターにおける危機管理体制（情報伝達システムの概念図）

【本部における危機の対応】

【センターにおける危機の対応】

（事件、事故、災害等のうち、特に迅速な対応が求められる問題が発生した場合）

